三重県いじめ防止条例を踏まえた取組について

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、大切な命までも危険にさらす決して許すことのできないものです。また、いじめは誰にでもどこででも起こりうるものであり、学校だけの問題ではなく社会全体の問題です。子どもに関わる全ての大人が意識を高め、社会総がかりで学校内外のいじめの問題に取り組み、いじめから子どもを守るため、三重県いじめ防止条例を制定しました。

1 三重県いじめ防止条例の目的と理念

(目的)

この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、 及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないよ うにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ の問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなけ ればならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

2 条例の趣旨を踏まえたいじめの防止に係る主な取組

(1) 啓発と社会総がかりの取組

(1)社会総がかりでのいじめの防止の機運の醸成

○ 三重県いじめ防止応援サポーター

≪趣旨≫

三重県いじめ防止条例の基本理念をふまえ、社会全体でいじめの防止等に取り組むとともに、子どもたちが安心して過ごすことができる環境をつくるため、 県内の事業者・団体等と連携を図り、各主体でのいじめ防止の促進と機運を高める。

≪対象≫

県内に事業所または活動拠点があり、上記の趣旨に賛同し、下記活動、またはいじめの防止を目的とした活動を実施する事業者および団体。

≪これまでに周知等の依頼をした事業者、団体≫

医療関係団体、法や心理の職能団体、PTA関係団体、人権擁護委員会、学習塾、公共交通機関、青少年の健全育成を活動方針に掲げる団体、コンビニ、ショッピングセンター、映画館、ボウリング場、理美容組合等

≪社会全体で期待する取組例≫

- ・各事業者、団体の関係者が児童生徒を見守り、いじめ(疑いを含む)を発見 したら、学校や関係機関(教育委員会、警察等)、相談窓口などに情報提供 をする。
- ・事業所、店舗等にいじめの防止に係る啓発物を掲示する。
- 事業者、団体の広報誌にいじめの防止に係る文言を記載する。
- ・学習塾の教室にいじめの防止宣言を掲示する。
- ・公共交通機関の主要駅での啓発アナウンスをする。
- ・団体等が行う児童生徒を対象とした出前講座等でいじめの防止に係る話題を 提供する。

②リーフレット等を活用した周知・啓発

< 4 目 >

- ○子どもや保護者用に、条例を分かりやすく解説したリーフレット を作成し、配布
 - (3種類:小学校 1、2、3年生用、小学校 4、5、6年生用、中高生用)
- ○子どもに関わる機関や事業者等向けに、条例の概要版を作成し、 配布
- ○県広報紙を活用した条例の周知

③11月の強化月間に向けた取組

○三重県いじめ防止フォーラムの開催

ア 開催趣旨

三重県いじめ防止条例の制定を受け、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため、同条例に規定するいじめ防止強化月間(4月、11月)に合わせて、教育関係者はもちろんのこと、県民、事業者、保護者、大学生なども対象とした「いじめ防止フォーラム」を開催します。

イ 対象

県民、事業者、保護者、大学生、教育関係者(市町等教育委員会教育長・教育委員、小中学校・高等学校・特別支援学校長)等

ウ 日程

平成30年11月1日(木)13時30分から16時30分まで

エ 会場

三重県総合文化センター 大ホール

才 内容

- ・講演講師:鳴門教育大学 特任教授 森田洋司 さん
- ・パネルディスカッション
- ・高校生による「いじめ防止行動宣言」の発表
- 「いじめ防止応援サポーター」の紹介

○いじめ反対運動「ピンクシャツデー」の設定

11月の強化月間に合わせいじめ反対運動としてピンクシャツデーを設定 し、ピンクのシャツを着たりピンク色のものを身につけたりして「いじめ反 対」の意思表示を目に見える形で行い、県全体で一体感を持って取り組むこ とで、いじめを許さない環境づくりやいじめが発生しにくい雰囲気づくりを すすめ、いじめの防止に役立てることを目的とします。

○学校における取組の推進

強化月間に合わせて各学校の実態に応じた主体的な取組の実施

≪取組例≫

- ・学校のいじめ防止週間(デー)の設定
- ・いじめの問題を考える児童会生徒会集会
- ・いじめ防止宣言や一人ひとりの行動宣言の作成
- ・いじめ防止の機運を高めるため、学校便りやPTA広報誌による家庭や地域への啓発活動
- ・いじめの問題の重要性について考える機会やインターネット上でのいじめ 対策に係る啓発のための研修会の開催等

(2) 児童生徒が主体的かつ自主的に行動できる力の育成

〇 中学生意見交流会

紀北町:8月27日 桑名市 :8月29日 伊賀市:9月27日 南伊勢町:12月6日

(参加者) 各地域内の学校の代表生徒等

- (内 容) 高校生による演劇視聴後、グループ討議し、いじめの防止のための 行動宣言等を作成
- 高校生意見交流会(8月21日)

(参加者) 県内の高等学校の代表生徒

(内 容) 各学校でいじめの問題についてテーマに基づき話し合い、考えを持 ち寄り、グループ討議し、行動宣言等を作成

(3) 児童生徒がいじめの防止等の重要性の理解を深めるための教育

○ スクールロイヤーを活用した調査研究事業

各学校において、「いじめ事例別ワークシート」を活用し、弁護士の知見を活かしたいじめの防止のための取組を一層推進します。

- ①弁護士を講師として、教職員を対象に「いじめ事例別ワークシート」を活用した研修会を開催します。(7月~8月)
- ②弁護士と教員が連携し「いじめ事例別ワークシート」(H30年4月配付済み)を活用した授業(小中高含む20校程度)を実施するとともに、より効果的な授業とするため、「授業案検討委員会(仮称)」で授業を検証し、指導案を作成配布します。
- ③いじめの問題等の生徒指導上の課題解決に向けて弁護士を学校へ派遣するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しやいじめの防止の取組等の充実を図ります。

(4) 安心して相談できる体制の整備

- 生徒がより相談しやすい環境をつくるため、SNSを活用した 相談窓口「子どもLINE相談みえ」を開設し、相談員(臨床心 理士等)が生徒とSNSで相談し、緊急対応が必要な事案は関係 機関に対応を依頼
 - ①開設期間:平成30年5月14日~平成31年3月31日
 - ②相談時間:平日の午後5時から午後9時まで
 - ③対象者:県内全ての中学生、高校生
 - ④使用するアプリ: LINE
 - ⑤相談方法:「子どもLINE相談みえ」のQRコードを読み取って登録し、トーク画面で相談
 - ⑥相談対応:相談員(臨床心理士)
 - ⑦相談内容:いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報

(8月10日現在)

種別			件数
相	談件	数	558
	相談内容内訳	友人関係 · 学校生活	368
		学業進路	17
		家庭	43
		その他	130
	うち「いじめ」		163
混雑時自動返信数			160
	相談に至った	55	
相談に至らなかったケース			105
時間外相談アクセス件数			676
総アクセス件数 (相談件数+混雑時自動返信数+時間外相談件数)			1238
登 録 数			778

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①みえネットスキルアップサポート (年2回)
 - ・スマートフォン等の利用に係る知識や理解の向上及び態度の育成を図るため、小学校3年生から中学校3年生を対象に、情報モラルやリスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施

(小学校34校、中学校17校(8/22現在))

- ②ネットパトロール (年3回 各15日間)
 - ・インターネット上の問題のある書き込みを外部の専門業者に委 託し監視

(8月下旬~9月上旬、11月初旬~中旬、1月初旬~下旬)

- ③インターネット上のいじめの防止に係る保護者への啓発 (通年)
 - ・保護者等で編成する「ネット啓発チーム」によるネット啓発講座を実施

(16校1団体(8/22現在))